

住民基本台帳ネットワークシステムの経緯

- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月5日 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
- 平成15年8月25日 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）
- 平成16年1月 公的個人認証サービス開始
- 平成18年9月 横浜市が全住民の本人確認情報の送信を完了
- 平成18年10月 社会保険庁が年金受給者現況確認に利用開始
- 平成20年3月6日 住民票コード削除請求に係る最高裁判決（全面勝訴（大阪、石川・愛知・千葉））
- 平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定（全面勝訴）～いわゆる選択制の可否～
- 平成21年1月5日 杉並区住基ネット接続
- 平成21年2月 総務大臣から東京都知事に是正の要求の指示（13日）、東京都知事から国立市長へ是正の要求（16日）
- 平成21年3月18日 国立市が自らの事務処理の適法性や当該是正の要求の違法性を自治紛争処理委員の審査の申立という手段により主張しないまま、審査申立期間（30日以内）が経過

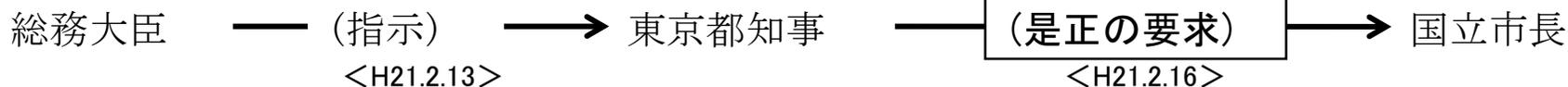
国立市に係る是正の要求の指示

<現状>

- 国立市は住民基本台帳ネットワークシステムに不接続状態(H14. 12. 26～)＝違法状態
(現在、不参加団体は国立市、矢祭町のみ。杉並区はH21. 1. 5に接続済み。)
- 東京都知事より是正の勧告を二度実施(H15. 5. 30、H20. 9. 9)
- 国立市議会では「住基ネット接続を求める決議」を採択(H20. 9. 19)

是正の要求の指示

- 地方自治法の規定に基づき、国立市に対して是正の要求を行うよう、総務大臣より東京都知事に対して指示を行い(是正の要求の指示)、東京都知事は是正の要求を行った。



住基ネット不接続に係る住基法に違反する事由

- 本人確認情報の都道府県知事への通知(法第30条の5)
「本人確認情報」… 4情報(氏名、住所、生年月日、性別)・住民票コード等
- 住基カードの交付(法第30条の44) 等

<最高裁判決(H20.3.6)>(住基ネット訴訟)

- 住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということとはできない。

<最高裁決定(H20. 7. 8)>(高裁判決を維持)(杉並区訴訟)

- 市町村長は、都道府県知事に対し、漏れなく住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法である(東京高裁判決(H19. 11. 29))。

住基ネット不接続に伴う不利益等

□ 住基ネットによる行政効率化のメリット

- ・ 住基ネットにより、行政機関等に対して年間約1億件の本人確認情報を提供。
 - 行政手続きにおける住民票の写しの添付(全国で約450万件/年)、年金の現況届(全国で約3,000万人分/年)等を省略
- ・ 市町村間の転入通知をオンライン化(全国で約410万件/年)。
 - 転入通知の郵送代等が不要に
- ・ 年金未統合記録(約1,837万件)について住基ネットを活用して突合
 - 約314万件の記録について不明であった住所情報等が判明

■ 住基ネット不接続により、国立市の住民(人口72,345人)が便益を享受できていない例

- 年金の現況届を提出することが必要。
- パスポート申請等の際に住民票の添付が必要。
- 住基カードに格納された電子証明書を使用しての国税の電子申告(e-Tax)による税額控除の機会が奪われている。
- 年金未統合記録の住基ネットを活用した解明の道が閉ざされている。

■ 行政効率化の阻害

- 国立市に係る転入通知については、他の市町村でも別途書類による対応が必要。

年金未統合記録の住基ネット活用による解明

概要

○年金未統合記録（約5,095万件）

- ・これらのうち、社会保険庁のコンピュータ上の調査でも基礎年金番号に名寄せできず、本人に年金記録の確認通知（名寄せねんきん特別便）を送付できない記録が約2,025万件存在（平成20年3月）。
- ・このうち約1,837万件の記録について、住基ネットによる本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別等）を活用し、住所等の特定のための突合を実施。

※指定情報処理機関である（財）地方自治情報センターで平成20年度に実施。

住基ネット活用による記録の解明

○上記突合の結果、**約314万件**の記録について、不明であった住所情報等が判明。

⇒**今後、年金支給に結びつく可能性**

※このほか、5年以内死亡者・所在不明者（約57万件）も判明。

○そのうち、社会保険庁では、年金受給要件を満たす方（約3万人）に対して、年金記録の確認のお知らせを送付。

※このほか、加入期間が10年以上25年未満の方（約24万人）などにもお知らせを送付する方向。

⇒ 住基ネットに接続していない福島県矢祭町、東京都国立市の住民の方については、解明の道が閉ざされている。